

第4章 試験及び検査

第401条 共通事項

- 1 受注者は、検査時に必要な資機材、人員等を提供するとともに、試験及び検査が迅速かつ円滑に実施できるように必要な体制を整えるものとする。
- 2 受注者は、試験及び検査に要する費用を原則として負担する。
- 3 検査基準は、設計図書及び関係規格・基準によるほか、特殊な機器については、製造業者の社内規格によるものとする。

第402条 現場試験及び総合試運転

- 1 受注者は、機器の据付け・配管・配線工事が完了後、専門技術者立会いのもとに機器類の調整、注油、配管部の内部洗浄、配線チェック、その他必要な諸準備を行い、各種検査試験及び試運転ができるように設備の調整を行う。
- 2 現場試験は、当該工事で施工される据付・組立・加工・調整等の部分について行う試験であり、単体調整と組合せ試験とからなる。
 - (1) 「単体調整」とは、据付完了後の機器単体(材料を含む)動作確認・調整及び試験をいう。
 - (2) 「組合せ試験」とは、機器間(材料も含む)の良好な動作及び機能的関連等を確認するために、負荷をかけずに行う各種試験のことをいう。
- 3 現場試験は、原則として以下について行うものとする。
 - (1) 受変電設備機器
 - ア 外観構造検査
 - イ 接地抵抗測定
 - ウ 絶縁抵抗測定
 - エ 絶縁耐力試験
 - オ 保護継電器試験
 - カ 主回路試験
 - キ VT, CT回路試験
 - ク シーケンス試験
 - ケ 受電確認試験(商用電源・自家発電電源切替試験を含む)
 - (2) 非常用自家発電設備機器
 - ア 外観構造検査
 - イ 接地抵抗測定

- ウ 絶縁抵抗測定
 - エ 絶縁耐力試験
 - オ シーケンス試験
 - カ 保護装置試験
 - キ 保護継電器試験
 - ク 起動回数試験
 - ケ 調速機試験（負荷急変試験）
 - コ 負荷特性試験
 - サ 負荷試験（温度上昇，燃料消費率等）
 - シ 振動試験
 - ス 騒音試験
 - セ 敷地境界騒音測定
 - ソ 並行運転性能確認試験（必要な場合）
- (3) 特殊電源設備機器
- ア 外観構造検査
 - イ 蓄電池試験
 - ウ 整流器試験
 - エ インバータ試験
- (4) 運転操作設備機器
- コントロールセンタ・補助継電器盤・シーケンスコントローラ・現場操作盤等の負荷設備機器類，監視制御装置・コントローラ・遠方監視装置・I T V等の監視制御機器類，情報処理機器類
- ア 外観構造検査
 - イ 絶縁抵抗測定
 - ウ 主回路試験
 - エ VVVF試験
 - オ シーケンス試験
- (5) 計装設備機器
- ア 外観検査
 - イ 絶縁抵抗測定
 - ウ ループ試験(PIDパラメータ調整・ゼロ調整・スパン調整を含む)
 - エ 電源試験
- (6) 各種機器
- 機器類は原則として連続運転を行い，温度上昇・騒音・振動・耐圧・漏洩・工場試

験運転時の性能及び各種検査の再確認・作動検査・各種保護装置の動作試験・その他必要な試験検査を行う。

(7) 槽類に接続する配管接続部は、原則として漏水又は漏気検査を行う。

(8) 耐圧(気密)試験等

ア 耐圧(気密)試験は、原則として指定の流体で規定圧力を30分以上保持する。なお、官公庁検査があるタンク配管系統については、原則として当該検査済証で代替する。

イ 試験圧力は特記仕様書によるが、特に指定のない場合は常用圧力の1.5倍とする。また、経済産業省・厚生労働省・日本産業規格(JIS)等の規定のあるものはその基準で行う。

4 総合試運転

(1) 本工事・他工事等を含めて総合的なプラントの機能を確認する場合、単体調整、組合せ試験完了後に実負荷をかけて総合試運転を行う。

(2) 総合試運転の有無及び詳細については、特記仕様書による。

(3) 受注者は、現場試験及び試運転記録をとりまとめ、監督員の指示により提出する。

第403条 関係官公庁等の検査

1 工事対象物が関係法令に基づき監督官庁の検査を受ける必要のあるものは、受注者の責務において受検に協力する義務を負うものとする。

2 受検に際しては、事前に必要な資料を準備するとともにその順序、方法、人員配置及び分担等について監督員と十分な打合わせを行う。